

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【公開番号】特開2008-246111(P2008-246111A)

【公開日】平成20年10月16日(2008.10.16)

【年通号数】公開・登録公報2008-041

【出願番号】特願2007-94128(P2007-94128)

【国際特許分類】

A 6 1 B 18/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/39 3 1 5

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月5日(2010.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遠位端に剥離処置部を配した剥離用処置具本体と内視鏡が外套管内に挿通され、前記外套管の基端部に前記剥離処置部を前記外套管の軸方向に往復移動させるハンドル部を有する操作部が配設された剥離用処置具において、

前記剥離用処置具本体の先端部に配置され、先端に第1のループ形状部を有する処置用電極と、

前記処置用電極の前方位置に延出される第2のループ形状部を有し、前記処置用電極より剛性が大きく、押出し操作によって生体組織を剥離処置する圧排子と、

を具備し、

前記処置用電極は、前記剥離用処置具本体の軸心方向に対して垂直な平面よりも斜め前方に向けて屈曲された屈曲部を有し、

前記圧排子は、前記垂直な平面方向の長さを前記処置用電極の前記屈曲部よりも短く設定したことを特徴とする剥離用処置具。

【請求項2】

前記剥離用処置具本体は、

体腔内に挿入される細長い挿入部と、

前記挿入部の先端部に配置された剥離用処置部と、

前記挿入部の基端部に配設され、前記剥離用処置部を前記挿入部の軸心方向に往復移動させるハンドル部を有する操作部と、

を具備し、

前記剥離用処置部は、前記処置用電極と前記圧排子とを有することを特徴とする請求項1に記載の剥離用処置具。

【請求項3】

前記圧排子は、前記処置用電極のワイヤ径よりもワイヤ径が大きい太径ワイヤによって形成されていることを特徴とする請求項1に記載の剥離用処置具。

【請求項4】

前記圧排子は、前記剥離用処置具本体の軸心方向に対して垂直な平面よりも斜め前方に向けて屈曲された第2の屈曲部を有し、

前記第2の屈曲部の屈曲角度は、前記処置用電極の前記屈曲部の屈曲角度と略同一

角度であることを特徴とする請求項1に記載の剥離用処置具。

【請求項5】

前記第2の屈曲部の屈曲角度は、前記処置用電極の前記屈曲部の屈曲角度と異なる角度であることを特徴とする請求項1に記載の剥離用処置具。

【請求項6】

外套管内に生体組織を剥離処置する剥離用処置部と内視鏡とが挿通され、前記外套管の基端部に前記剥離用処置部を前記外套管の軸方向に往復移動させるハンドル部を有する操作部が配設されたレゼクトスコープにおいて、

前記剥離用処置部は、先端に第1のループ形状部を有する処置用電極と、

前記処置用電極の前方位置に延出される第2のループ形状部を有し、前記処置用電極より剛性が大きく、押し出し操作によって生体組織を剥離処置する圧排子と、

を具備し、

前記処置用電極は、前記剥離用処置具本体の軸心方向に対して垂直な平面よりも斜め前方に向けて屈曲された屈曲部を有し、

前記圧排子は、前記垂直な平面方向の長さを前記処置用電極の前記屈曲部よりも短く設定したことを特徴とするレゼクトスコープ。

【請求項7】

剥離用処置具本体の先端部に配置された第1のループ形状部を有する処置用電極に高周波電流を通電した状態で、前記処置用電極を生体組織に押し付けて前記生体組織の高周波処置を行う高周波処置工程と、

前記処置用電極の前方位置に延出され、前記処置用電極より剛性が大きい第2のループ形状部を有する圧排子を前記生体組織に押し付けて前記圧排子によって前記生体組織の剥離操作を行う剥離操作工程と、

を具備することを特徴とする生体組織の剥離方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項3の発明は、前記圧排子は、前記処置用電極のワイヤ径よりもワイヤ径が大きい太径ワイヤによって形成されていることを特徴とする請求項1に記載の剥離用処置具である。

そして、本請求項3の発明では、処置用電極のワイヤ径よりもワイヤ径が大きい太径ワイヤによって圧排子を形成することにより、圧排子の剛性を大きくして圧排子の押し出し操作によって生体組織を剥離処置する際に圧排子が曲がり難くするようにしたものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項4の発明は、前記圧排子は、前記剥離用処置具本体の軸心方向に対して垂直な平面よりも斜め前方に向けて屈曲された第2の屈曲部を有し、前記第2の屈曲部の屈曲角度は、前記処置用電極の前記屈曲部の屈曲角度と同一角度であることを特徴とする請求

項1に記載の剥離用処置具である。

そして、本請求項4の発明では、圧排子の第2の屈曲部の屈曲角度と、処置用電極の屈曲部の屈曲角度とが同一角度に設定した剥離用処置部によって生体組織の剥離を行うようにしたものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項5の発明は、前記第2の屈曲部の屈曲角度は、前記処置用電極の前記屈曲部の屈曲角度と異なる角度であることを特徴とする請求項1に記載の剥離用処置具である。

そして、本請求項5の発明では、圧排子の第2の屈曲部の屈曲角度と、処置用電極の屈曲部の屈曲角度とが異なる角度に設定した剥離用処置部によって生体組織の剥離を行うようにしたものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項6の発明は、外套管内に生体組織を剥離処置する剥離用処置部と内視鏡とが挿通され、前記外套管の基端部に前記剥離用処置部を前記外套管の軸方向に往復移動させるハンドル部を有する操作部が配設されたレゼクトスコープにおいて、前記剥離用処置部は、先端に第1のループ形状部を有する処置用電極と、前記処置用電極の前方位置に延出される第2のループ形状部を有し、前記処置用電極より剛性が大きい圧排子と、を具備し、前記処置用電極は、前記剥離用処置具本体の軸心方向に対して垂直な平面よりも斜め前方に向けて屈曲された屈曲部を有し、前記圧排子は、前記垂直な平面方向の長さを前記処置用電極の前記屈曲部よりも短く設定したことを特徴とするレゼクトスコープである。

そして、本請求項6の発明では、レゼクトスコープの内視鏡による観察視野内で処置用電極の先端の第1のループ形状部を生体組織に押し当てることにより、生体組織の切開・凝固を行い、処置用電極より剛性が大きい圧排子の第2のループ形状部を生体組織に押し当てた状態で押出し操作を進めることにより、生体組織の剥離を行う。ここで、圧排子の第2のループ形状部は、処置用電極の前方位置に延出されていることにより、圧排子による生体組織の剥離操作時に処置用電極の屈曲部が邪魔にならず、さらに、処置用電極は、剥離用処置具本体の軸心方向に対して垂直な平面よりも斜め前方に向けて屈曲された屈曲部を有し、かつ圧排子は、垂直な平面方向の長さを処置用電極の屈曲部よりも短く設定したことにより、圧排子による生体組織の剥離時に出血した場合に処置用電極の先端の第1のループ形状部を生体組織に押し当てて止血できるようにしたものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項7の発明は、剥離用処置具本体の先端部に配置された第1のループ形状部を有する処置用電極に高周波電流を通電した状態で、前記処置用電極を生体組織に押し付けて前記生体組織の高周波処置を行う高周波処置工程と、前記処置用電極の前方位置に延出され、前記処置用電極より剛性が大きい第2のループ形状部を有する圧排子を前記生体組織に

押し付けて前記圧排子によって前記生体組織の剥離操作を行う剥離操作工程とを具備することを特徴とする生体組織の剥離方法である。

そして、本請求項7の発明では、剥離用処置具本体の先端部に配置された処置用電極に高周波電流を通電した状態で、処置用電極の第1のループ形状部を生体組織に押し付けて生体組織の高周波処置を行う（高周波処置工程）とともに、処置用電極の前方位置に延出され、処置用電極より剛性が大きい圧排子の第2のループ形状部を生体組織に押し付けて圧排子によって生体組織の剥離操作を行う（剥離操作工程）。さらに、必要に応じて剥離操作工程と高周波処置工程とを交互に繰り返して生体組織の剥離操作を進めるようにしたものである。